

令和7年度
(2025年度)

宮崎市

移住支援給付金制度

移住支援給付金制度とは、宮崎県外から宮崎市へ移住して就業又は起業等をされた方に、
最大200万円が支給される制度です。

移住支援金を受給するためには、下記の要件に該当し、宮崎市への申請が必要です。

給付金名	①宮崎市移住支援給付金	②宮崎市ひなた暮らし 実現応援事業費給付金	③宮崎市若者応援給付金
移住元地域	<ul style="list-style-type: none">東京圏 (埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県) <p>※条件不利地域は除く</p>	<ul style="list-style-type: none">東京圏名古屋圏 (岐阜県、愛知県、三重県)大阪圏 (京都府、大阪府、兵庫県、奈良県)福岡県	<ul style="list-style-type: none">東京圏大阪圏名古屋圏福岡県
移住元要件	<ul style="list-style-type: none">宮崎市へ住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上かつ直近1年以上東京圏に在住し、東京23区内の事業所へ通勤していること。 <p>※1.東京23区内に直前の10年間のうち、通算5年以上かつ直近1年以上在住の方は、通勤の要件は不要。</p> <p>※2.東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した場合、通学期間も移住元としての対象期間とすることができます。</p>	<ul style="list-style-type: none">宮崎市へ住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上かつ直近1年以上「3大都市圏及び福岡県（以下、大都市圏等）」に在住し、通算5年以上大都市圏等の事業所へ通勤していること。 <p>※1.大都市圏等の大学等へ通学し、大都市圏等の企業等へ就職した場合、通学期間も移住元としての対象期間とすることができます。</p>	<ul style="list-style-type: none">宮崎市へ住民票を移す直前に連続して1年以上、大都市圏等に在住し、かつ大都市圏等の事業所へ通勤していること。 <p>※1.「①宮崎市移住支援金」及び「②宮崎市ひなた暮らし実現応援事業費給付金」の支給対象者については対象外とする。</p> <p>※2.前述の移住支援金の受給者と同一人物、同一世帯に属する者からの申請は認められない。</p>
給付額	<ul style="list-style-type: none">2人以上の家族・世帯の場合 100万円（18歳未満の世帯員を 帯同して移住する場合は200万円） 単身者の場合：60万円	<ul style="list-style-type: none">2人以上の家族・世帯の場合 100万円（18歳未満の世帯員を 帯同して移住する場合は200万円） 単身者の場合：30万円	<ul style="list-style-type: none">一人あたり 30万円
その他の 移住元要件	<p>※1.事業所に就業していた方の場合は、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。</p> <p>※2.大都市圏等の大学等へ通学し、大都市圏等の企業等へ就職した場合、通学期間も移住元としての対象期間とすることができます。</p> <p>※3.個人事業主または経営者として通勤していた方は、開業届済証明書等、会社としての納税証明書等が必要となる。</p>		なし

■上記、①～③の給付金要件に、複数該当される場合は、①～③の順で該当要件を優先して受付いたします。

※申請の受付は宮崎市移住センターにて行います。事前のご予約をお願いします。

宮崎市移住センター
☎0985-44-1042

■開設時間

月曜日～金曜日 9:00～16:30(祝・休日及び12月29日～1月3日を除く)

〒880-8505 宮崎県宮崎市橘通西1-1-1 宮崎市役所第二庁舎5F

✉ iju@city.miyazaki.miyazaki.jp





申請可能な期間は宮崎市へ転入後1年以内

※給付金の申請日から、5年以内に宮崎市から転出や、1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合、給付金の返還義務が発生します。

給付金名	①宮崎市移住支援給付金	②宮崎市ひなた暮らし実現応援事業費給付金	③宮崎市若者応援給付金
移住先要件	<ul style="list-style-type: none"> ・宮崎市へ転入後1年以内であること。 ・移住支援金の申請日から5年以上継続して移住先の市町村に居住する意思があること。 <p>※申請日から5年以内に宮崎市から転出すると給付金の返還義務が発生。</p> <p>※宮崎市若者応援給付金は、令和7年4月1日以降に宮崎市へ転入した方が対象。</p>		
年齢要件	<p>なし</p>		
就職に関する要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと宮崎人材バンクに「移住支援金対象」と表示されている求人に応募・就業していること。 ・週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・宮崎市への転入時が29歳以下の方。 <p>※ただし、転入した年度の3月末までに30歳となる方も含む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと宮崎人材バンクの求人に応募・就職していること。 ・週20時間以上の雇用契約に基づいて就業していること。
テレワークに関する要件	<ul style="list-style-type: none"> ・所属先企業等からの命令ではなく自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。 ・所属企業等と週20時間以上の無期雇用契約（これに類する雇用形態と市長が認めるものを含む）に基づいて就業している者または個人事業主であること。 ・勤務先部署の所在地が移住前の所在地と同一であること。 ・デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又は前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。 		
起業に関する要件	<p>起業をされた方とは、「女性・若者応援！企業チャレンジ支援事業費補助金」の交付決定を受けた者に限る。それ以外の起業・創業は、本市では対象外となる。</p> <p>※R7年度の募集は終了しました。</p>		
	<p>[宮崎県産業振興機構]</p> <p> </p> <p>詳しくはこちら</p>		

■世帯に関する要件

次にあげる事項全てに該当する場合、世帯向けの金額を申請することができます。

- ・申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- ・申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- ・申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、県において移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に転入したこと。
- ・申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後1年以内であること。

※宮崎市若者応援給付金は、世帯に関する要件は対象外となります。

■その他の要件

- ・暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ・日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ・その他、県又は申請者の居住する市町村が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

移住支援給付金は予算に限りがあるため、先着順で受け付け、内容を確認の上、給付を決定します。予算枠に達し次第終了となります。